

第Ⅱ部 自他対応の原理と意味構造

第3章 自他対応の成立条件

第Ⅱ部は動詞の自他対応の成立を支える意味的な条件を対応の原理に基づいて考察する。

自動詞と他動詞はそれぞれ、自他対応を有するもの（相対動詞）と有さないもの（絶対動詞）に分類することができる。相対動詞と絶対動詞は、自動詞もしくは他動詞というカテゴリーを二分するものであるため、両者の関係はあたかも鏡像関係をなすかのようにとらえられがちである。しかし、相対動詞が自他対応という組織的現象によって積極的に規定されるカテゴリーであるのに対し、絶対動詞は「相対動詞以外」という非常に消極的に規定されるものに過ぎないため、両者を対等な次元で論じる分析には自ずと限界が生じてくるはずである。

本論は相対動詞（特に相対他動詞）に関して、その成立に関わる条件を自他対応の原理に照らし合わせながら明らかにしようとする。

第3章 自他対応の成立条件⁽¹⁾

1. はじめに

本章は日本語の動詞の自他対応の現象に関して、その成立を支える原理について特に意味的な側面から考察するものである。前章でみたように動詞の自他対応の現象は、意味・形態・統語・文法関係のすべての面においてヴォイスのプロトタイプの条件を満たす「原型的ヴォイス」の類型である。また、動詞の形態論的体系性という観点からみると、受動態と使役態をも含む原型的ヴォイスの諸類型は自他対応を中核としつつ全体をなしているとみることができる（第1章の(23)を参照）。

自他対応の成立条件については、記述的な立場から現象の全体的な傾向を明らかにするものが提出されている。これに対し本論は、現象のあり方にも十分な注意を払う一方で、なぜそのような現象をなしているかという問題を、対応の原理に基づいた上で明らかにしていく。また、対応の原理を説明する上で、これまではあまり注目されてこなかった動作過程のあり方を中心的にとりあげていく。

なお、本章の根本的な目標は動詞の自他対応全般に対する理解を深めていく点にあるが、現象としては自動詞よりも他動詞の方を重点的にみていく。なぜならば、対応を有する自動詞は対象の結果に関する局面にしか関係しないが、他動詞は動作主による対象への働きかけの過程にも関係するという点で、自他対応に関する意味構造の全般をみることができると考えるからである。

2. 先行研究

自他対応の定義や対応の有無による動詞の分類については、第2章でみたとおりである。自他対応に関する先行研究はこれまで少なからず提出されているが、この問題に関する研究の中で包括的な早津(1989a)を中心的にとりあげる。早津の一連の自他対応の研究は、現象の全体的な傾向を包括的にとらえており、記述的な立場からの研究として評価されるものである。早津(1989a)は、本論のいう相対他動詞と絶対他動詞の相違点などについて考察したものである。論文全体の要旨は以下のような表の形にまとめられている。

(1) 早津(1989a)の要点(p. 253より;用語は本論のものに直してある⁽²⁾)

	相対他動詞	絶対他動詞
対象の変化の含意	含意するものが多い	含意しないものが多い
反復可能性	ないものが多い	あるものが多い
副詞的な補語の種類		
結果の状態を表す補語	とれるものが多い	とれないものが多い
過程の様態を表す補語	とれるものが多い	とれるものが多い
複合動詞の構成要素		
前項要素	少ない	多い
後項要素	多い	少ない
動作主名詞の派生	少ない	多い
総動詞数に占める	総動詞数が少ないほど	総動詞数が多いほど
自他対応の数	割合が高い	割合が高い

早津(1989a)は相対他動詞と絶対他動詞をそれぞれ、「働きかけの結果の状態に注目する動詞」と「働きかけの過程に注目する動詞」と特徴づけている。例えば、「乾かす」という相対他動詞と「干す」という絶対他動詞を比較した場合、「洗濯物を乾かしたがまだ濡れている」というのはやや不自然であるが、「洗濯物を干したがまだ濡れている」はごく自然である。早津はこのような例をあげ、相対他動詞は働きかけの結果として生じる対象の変化を含意し、他方、絶対他動詞はそのような含意がないので、前者は結果の状態に注目し、後者は働きかけの過程に注目していると主張している。また、上の表にあげられている、「反復可能性」、「副詞的な補語の種類」、「複合動詞の構成要素」、「動作主名詞の派生」等は上述の基本的な主張を裏付けるための現象としてあげられているものである。

このように、早津(1989a)は自他対応に関わる現象の全体的な傾向をとらえているものとして評価されるものである。しかし、本論の立場からは、いくつかの問題点を指摘することができる。

まず第一の問題点は、研究の基本的性格自体に関わるものだが、(1)の表にみるような「多い」、「少ない」という記述自体は自他対応の原理を考える上では必ずしも十分ではないという点である。また、このような形で現象の指摘をしても、「なぜこのような現象をなしているか」という問題を追求しなければ自他対応に関して何が明らかにされたかが評価できないのである。

第二の問題点は、全体像の枠組みに関するより根本的なものである。そもそも、相対他動詞と絶対他動詞では、その規定のあり方に根本的な相違がある。相対他動詞とは、動詞の自他対応という現象によって積極的な形で規定されたものである。従って、このカテゴリーの動詞が自他対応を支える何らかの原理によって裏付けられたある一定の特徴を共有しているという点は十分に予測される場所である。しかし、絶対他動詞とは、自他対応という特徴を有していないという非常

に消極的な動機によって規定されたものにすぎず、このカテゴリーの動詞が一律に有する特徴があるという原理的な保証は存在しないのである。この出発点にたしかえて考えれば、絶対他動詞とは「相対他動詞以外」という、非常に消極的で雑多なカテゴリーであり、その内部は様々な特徴を有する動詞がみられ、早津(1989a)の主張するような単純なカテゴリーではない。これからみていくように、早津(1989a)の主張は相対他動詞よりも、絶対他動詞に関して当てはまらない現象が多い。

本論はこのような先行研究の問題点をふまえた上で、以下のような基本的方針のもとで考察を行う。まず第一に、相対他動詞と絶対他動詞の非対称性に留意し、相対他動詞を中心に意味構造の定式化を行う。先行研究においては、あたかも相対他動詞と絶対他動詞が鏡像関係をなしているかのように記述しているが、本論の立場のように、自他対応の原理を考える上では、相対他動詞の方により根本的な鍵があるのである。

また、第二に、本論は対応の原理を明らかにしていきたいので、「多い」、「少ない」という傾向の指摘ではなく、対応の原理に根ざした一定の意味構造を明らかにすることを目標とする。現象の傾向を明らかにすることも研究の上で有意義であるが、原理に直接支配された特徴は、より一定のものでなければならぬと考えるからである。

3. 相対他動詞の意味構造

この節では相対他動詞の意味構造を、大きく動作主に関する働きかけの過程と対象に関する結果の過程に分けて考察する。絶対他動詞についても言及していくが、前節で述べた理由により、意味構造の定式化は相対他動詞に関してのみ可能

である。

3.1. 動作過程の様態指定

一般に、他動詞はその意味構造において動作主による動作の過程を含んでいる。本論は動詞の意味構造において、動作主による動作のあり方が規定されていると考え、この意味構造上の特徴を、「動作過程の様態指定」と呼ぶことにする。そして更に、この様態指定に2つのタイプが存在するものと主張する⁽¹⁾。

(2) 様態指定の2つのタイプ

動作様態の透明性：動詞の意味構造において、動作主による動作のあり方が特定化されていない。

動作様態の特定性：動詞の意味構造において、動作主による動作のあり方がある一定のあり方に特定化されている。

上に示した、「動作過程の様態指定」、「動作様態の透明性」及び「動作様態の特定性」の概念は、本論が独自の立場から提案するものである。(2)に示した相反する2つの意味的特徴が、(3)に示すような形で相対他動詞の成立に関わっていると考える。

(3) 相対他動詞の成立と様態指定

a <動作様態の透明性>は、相対他動詞成立の必要条件である。

b <動作様態の特定性>は、相対他動詞不成立の十分条件である。

動作様態の「透明性」と「特定性」が、相反する排他的な関係にある以上、(3)

a)と(3b)は論理的に同じことを述べている。すなわち本論の主張によれば、相対他動詞はその意味構造において、動作主による動作の過程を含んでいるが、動作主がどのようなあり方で動作しているかという点は特定しておらず、実際にどのようなやり方で結果を実現してもかまわない。

具体例を検討しよう。ただしここでは、より具体的で物理的な動きを表す例を中心にみていく。より抽象的な動きを述べる表現は、具体的な表現から拡張され、転用されるものと考えられるからである。最初に相対他動詞の例として、「つける」を検討したい。

(4) (太郎がハケをペンキにひたして、壁に着色した場合)

太郎が壁にペンキをつけた。

(5) (太郎がバケツ入りのペンキを壁に投げかけて着色した場合)

太郎が壁にペンキをつけた。

(6) (太郎がシールを壁に手で押しあててくっつけた場合)

太郎が壁にシールをつけた。

(7) (太郎が怪我にスプレーのボタンを押して薬をかけた場合)

太郎が怪我に薬をつけた。

(4-7)の例にみるように、「つける」(相対他動詞)の場合は動作主「太郎」がどのようなやり方で動作しても、意図した結果を実現していれば問題はない。われわれは「つける」という動詞が有している情報だけでは動作主の動きのあり方を予測することはできない。別の述べ方をすれば、「つける」という動詞は語彙的な意味構造のレベルにおいては、動作主の動きのあり方を規定していないのである。従って、「つける」の働きかけの過程の意味構造は以下のような形で定式化することが可能である。

(8) 「つける」 (相対他動詞) : [AGENT:DO+_____] (動作様態の透明性)

「つける」の意味構造においては、動作様態が透明であるので、これを下線部を空欄にするという形で示すものである。

更に、他の相対他動詞の例を観察して行こう。「暖める」と「壊す」という相対他動詞について考える。

(9) (寒い日にかじかんだ手に息を吹きかけて暖かくした場合)

太郎が手を暖めた。

(10) (寒い日にかじかんだ両手のひらをこすって暖かくした場合)

太郎が手を暖めた。

(11) (鶏が卵の上に乗り卵を暖かくした場合)

鶏が卵を暖めた。

(12) (スポーツ選手が試合前にランニングをして体を暖かくした場合)

選手が体を暖めた。

(13) (子供がストーブの前に座り込み体を暖かくした場合)

子供が体を暖めた。

(14) (子供が地面に花瓶をたたきつけて粉々にした場合)

子供が花瓶を壊した。

(15) (子供が時計を分解してバラバラにした場合)

子供が時計を壊した。

(16) (作業員がビルにダイナマイトを仕掛けて破壊した場合)

作業員がビルを壊した。

これらの例にみるように、「暖める」と「壊す」の相対他動詞についてもまったく同様である。相対他動詞においては、何らかの結果が実現していれば動作主の動きのあり方は問題とならない。(9)から(13)の「暖める」と(14)から(16)の「壊す」においては、動作主の動きのあり方はまちまちであり、我々は動詞が語彙的に有している情報からは動作主の動きのあり方を予測することはできないのである。従って、「暖める」と「壊す」の働きかけの過程の意味構造は以下のように定式化することができる。

(17)「暖める」(相対他動詞) : [AGENT:DO+ _____] (動作様態の透明性)

(18)「壊す」(相対他動詞) : [AGENT:DO+ _____] (動作様態の透明性)

他方、絶対他動詞に関しては、動作様態が透明の場合と特定の場合があり、一定の特徴を指摘することはできない。ただし、(3)に示すように、「動作様態の特定性」は相対他動詞の不成立の十分条件であるので、ある他動詞がこの特徴を有している場合には結果的に絶対他動詞となる。先行研究においては、相対他動詞の成立に対して「対象の状態の変化の含意」という点が重要な要因として関わっていることが指摘されているが、ある他動詞が対象の状態変化を含意していても「動作様態の特定性」の特徴を有している場合は、絶対他動詞にしかならない。この点を「塗る」と「置く」という絶対他動詞の例をもとにみていきたい。

(19) (太郎がハケにペンキをひたして着色した場合)

太郎が壁にペンキを塗った。

(20) (太郎がペンキ入りのスプレーを壁に平行に動かして着色した場合)

太郎が壁にペンキを塗った。

(21) (太郎がバケツ入りのペンキを壁に投げかけて着色した場合)

? 太郎が壁にペンキを塗った。

(22) (太郎がスプレーのボタンを一押しして着色した場合)

? 太郎が壁にペンキを塗った。

(23) (ゴルファーがグリーンの上まで手でボールを持っていった場合)

ゴルファーがグリーンの上にボールを置いた。

(24) (ゴルファーがバンカーショットを打った場合)

? ゴルファーがグリーンの上にボールを置いた。

「塗る」と「置く」に関しては、動作主の動きのあり方がどのようなものでも構わないというわけにはいかない。「塗る」の場合は、動作主が対象の表面と平行に自分の身体部分を動かした場合にしか使うことができない。従って、(21)や(22)は座りの悪い表現になってしまう。また、「置く」の場合は、動作主が対象と一体化しながら動いた場合にしか使うことができない。従って、(24)は文としてやや座りが悪い。このように、「塗る」や「置く」といった動詞が語彙的に有している情報から動作主の動きのあり方を予測することができる。これらの動詞は、「動作様態の特定性」の特徴を有しているのである。「塗る」と「置く」の働きかけの過程の意味構造は以下のような形で定式化することが可能である。

(25) 「塗る」 (絶対他動詞) : [AGENT:DO+MANNER] (動作様態の特定性)

「塗る」の動作様態：動作主が対象の表面と平行に身体部分を動かす。

(26) 「置く」 (絶対他動詞) : [AGENT:DO+MANNER] (動作様態の特定性)

「置く」の動作様態：動作主が対象と一体化しながら動く。

これらの動詞では、その意味構造において動作様態が特定化されているので、この性質をMANNERの文字で示すものである。

すべての動詞について詳しく言及することはできないが、これまでみてきたように、相対他動詞は「動作様態の透明性」という意味的特徴を有している。また、「動作様態の特定性」という意味構造上の特徴は決して相対他動詞を成立させない。「染める、切る、冷ます、掛ける、固める、汚す、破る」などもすべて相対他動詞の例であるが、これらに関してもやはり、「動作様態の透明性」という特徴が共有されている。例えば、「染める」という行為は対象に何らかの色をしみ込ませることであるが、このような結果をもたらすために動作主がどのような動きをしているのかは分からない。

また、「自他対応という特徴を有していない」という消極的な形で規定された絶対他動詞に関しては、動作様態の意味的特徴に関して一定の特徴を指摘することはできない。先行研究においては、「働きかけの過程に注目している」という形で絶対他動詞を特徴づけているが、現象的にみてもこれは当てはまらない。確かに、絶対他動詞の中には動作様態が特定化されている動詞が多い。枚挙にいとまがないが、「たたく、押す、刈る、塗る、置く、引く、搔く、踏む、なめる」等は明らかに動作主の動作のあり方を特定化している絶対他動詞である。他方、動作過程の透明性の特徴をもつ絶対他動詞も少なからず存在する。例えば、「殺す」という絶対他動詞の場合、結果として生命を奪うような動作であれば、拳銃を撃っても、ナイフで刺しても、首を絞めても、何でもかまわないことになる。その他、「作る、探す、やる、測る」などの絶対他動詞も同様である。

相対他動詞と絶対他動詞は他動詞というカテゴリーを大きく二分するものであるため、これまでの研究は両者の性質を対称的にとらえようとしてきた。絶対他動詞が「働きかけの過程に注目している」とされたのも、相対他動詞の働きかけの結果に注目するという特徴と対称的にとらえようとしたためである。しかし、原理的に考えても、現象を観察しても、そのようにとらえるべき根拠は希薄であるといわざるをえない。

3.2. 対象における結果性

次に、相対他動詞の意味構造に関して、対象に関する事態が結果として達成されているかという観点から考えたい。本論は動詞の意味構造において、動詞が示す動きが本来的に目的とする事態の実現が含まれているという意味的な特徴を、「結果の事態の実現」と呼び、これが以下のような形で相対他動詞の実現に関与しているものと主張する⁽⁴⁾。

(27) 相対他動詞の成立と「結果の事態の実現」

- a <結果の事態の実現>は、相対他動詞成立の必要条件である。
- b <結果の事態の実現>の欠落は、相対他動詞不成立の十分条件である。

この点を確かめるために、以下のようなテストを相対他動詞に関して行う。

- (28) ?太郎はゼリーをもう固めたけれど、ゼリーはまだ柔らかい。
- (29) ?警察はCarlosをもうつかまえたが、Carlosはまだ逃走中である。
- (30) ?太郎はスプーンをもう曲げたが、スプーンはまだまっすぐだ。
- (31) ?太郎は窓をもう開けたが、窓はまだ閉まっている。

上のテストは相対他動詞に関して、動詞の意味する事態全体の実現を表現した後、結果の事態の実現の過程のみを打ち消すというものであるが、いずれも不自然なものに感じられる⁽⁵⁾。これは、相対他動詞がその意味構造において、本論のいう「結果の事態の実現」を含んでいるという点からくる矛盾である。(28)を例にあげるならば、「固める」という相対他動詞は動作主の対象に対する働きかけ

のみならず、動作主の意図した通りに対象物が元の状態よりも固い状態になるという結果の過程も意味しているということを示すものである。

先行研究においては、相対他動詞の最も根本的な特徴として、「対象の状態変化」という概念があげられてきた。上の(28)から(31)までの現象も、先行研究の枠組みにおいてはこの概念によって説明されるものである。本論が「対象の状態変化」の概念を使わない理由としてはまず第一に、「変化」の概念が直感的で曖昧であるという点と、第二に、「変化」の概念が当てはまりにくい例が少なからず存在するという点があげられる。

(32) 若の花が曙を負かした。 (曙が負けた。)

(33) 委員会が日程を決めた。 (日程が決まった。)

(34) 太郎が一万円札を見つけた。 (一万円札が見つかった。)

これらの文に関して、「対象の状態変化」という概念が説明の手段として分かりやすいとはいいがたい。原理的にも現象的にも、「対象の状態変化」の概念に固執すべき根拠は希薄であるといわざるをえない。

また、絶対他動詞は結果の過程に関しても、一定の特徴を有しているとはいいがたい。絶対他動詞に関して相対他動詞と同様のテストを施しても、その結果はまちまちである。

(35) 事故の原因はもう調べたが、まだ不明である。

(36) 洗濯物はもう干したが、まだ濡れている。

(37) ?キャベツはもう刻んだが、まだもとの形をしている。

(38) ?釣り糸はもう結んだが、まだつながっていない

このように、絶対他動詞というカテゴリーの内部にはやはり一定の特徴はみいだせないのである。

3.3. 相対他動詞の意味構造の定式化

以上の第3節の議論をまとめると、相対他動詞の意味構造は以下のような形で定式化することができる。

(39) 相対他動詞の意味構造

[AGENT:DO+_____] + [THEME: REALIZATION]

このREALIZATIONとは、本論のいう「結果の事態の実現」を示すものである。本論はすべての相対他動詞は一律に(39)の特徴を有していると主張する。すなわち、相対他動詞の意味構造においては、動作過程の様態は透明であり、結果の事態の実現が含まれていると考えるものである。

これに対し、(39)以外の構造は決して相対他動詞を成立させない。また、(39)と同じ構造でも絶対他動詞の場合もある。(39)に示した構造は相対他動詞成立の必要条件であり十分条件ではないからである。以下はすべて絶対他動詞の例である。

- (40) [AGENT:DO+_____] + [THEME: REALIZATION] (つくる、殺す)
(41) [AGENT:DO+MANNER] + [THEME: REALIZATION] (塗る、刈る)
(42) [AGENT:DO+_____] + [THEME: _____] (調べる、探す、やる)
(43) [AGENT:DO+MANNER] + [THEME: _____] (たたく、押す)

「つくる」と「殺す」は、動作様態が透明であり、結果の事態も実現も含意しており、その意味構造は相対他動詞と同じであるがこれらは絶対他動詞である⁽⁶⁾。

「塗る」、「刈る」といった他動詞は、結果の過程の実現を含意しているが、動作様態は特定化されている。「調べる」、「探す」などは動作様態は透明だが結果の実現の過程は含意されていない。このことをREALIZATIONのところを空欄にする形で示している。また、「たたく」、「押す」などは動作様態が特定化されている上に結果の事態の過程も含意されておらず、相対他動詞成立のための条件は一切満たしていない。これらはすべて絶対他動詞であり、その意味構造はまちまちなのである。

4. 自他対応の原理

ここまででみたように、「動作様態の透明性」と「結果の事態の実現」は、それぞれが独立した相対他動詞の成立のための必要条件である。なぜこの2つの条件が必要なのかを、自他対応の原理に照らし合わせて考えてみたい。まず、相対自動詞と相対他動詞の対の例をあげた上で、両者の統語及び意味上の対応関係を図式的にまとめよう。

(44) a 針金が 曲がった

b 子供が 針金を 曲げた

(45) 相対自動詞と相対他動詞の統語的な対応関係

相対自動詞 : [THEME]ガ Vi

相対他動詞 : [AGENT]ガ [THEME]ヲ Vt

(46) 相対自動詞と相対他動詞の意味的な対応関係

相対自動詞 : [THEME: REALIZATION]

相対他動詞 : [AGENT: DO+ _____] + [THEME: REALIZATION]

上に示した図式から2つの点を導くことができる。第一に、相対自動詞文と相対他動詞文は、統語的にも意味的にも対象 (THEME) に関する部分によって、その共通性を保っているという点である。この部分なくしては決して自他対応は成立しない。相対他動詞の必要条件として、「結果の事態の実現」が要求されるのはこのためである。第二に、統語構造においても意味構造においても、相対自動詞から動作主が排除されているという点である。相対自動詞文においては、動作主を表現する格は備わっていないし、意味的にも動作主の存在の含意はない。他動詞の意味構造の成立を支える特徴が動作過程の様態にある場合、その特徴を保ったままで動作主の存在の含意のない相対自動詞と対応するというのは原理的に無理である。「動作様態の透明性」が相対他動詞の成立のための必要条件として機能しているのはこのような理由によるのである。

5. おわりに

本論は動詞の自他対応に関して、それを支える意味的特徴と対応の原理とを有機的に関連付けながら明らかにした。その際、自他対応という観点から積極的に規定された相対他動詞と、消極的に規定された絶対他動詞の非対称性に留意して考察を行った。また、自他対応に関する現象の傾向を指摘するのではなく、対応の原理に基づいた意味構造の定式化を行った。本論においては、現象のあり方にも注意を払う一方で、なぜそのような現象をなしているかという点を考えたかっ

たからである。本論が提案した「動作過程の透明性」と「結果の事態の実現」はそれぞれ、相対自動詞文における動作主の排除、対をなす相対他動詞文と相対自動詞文の意味的共通性という自他対応の根本的な原理から導かれるものである。